

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">逗子市営住宅条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年10月8日 逗子市条例第12号</p> <p>逗子市営住宅条例(昭和35年逗子市条例第6号)の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第3条)</p> <p>第2章 市営住宅等の整備(第3条の2・第3条の3)</p> <p>第3章 市営住宅の管理(第4条～第42条)</p> <p>第4章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第43条～第49条)</p> <p>第5章 駐車場の管理(第50条～第61条)</p> <p>第6章 補則(第62条～第65条)</p> <p>附則</p>	<p style="text-align: center;">逗子市営住宅条例</p> <p style="text-align: right;">平成9年10月8日 逗子市条例第12号</p> <p>逗子市営住宅条例(昭和35年逗子市条例第6号)の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第3条)</p> <p>第2章 市営住宅等の整備(第3条の2・第3条の3)</p> <p>第3章 市営住宅の管理(第4条～第42条)</p> <p>第4章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第43条～第49条)</p> <p>第5章 駐車場の管理(第50条～第61条)</p> <p>第6章 補則(第62条～第65条)</p> <p>附則</p>

第1章 総則

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

(2) 市内に住所又は勤務先を有する者で、1年以上居住し、又は勤務している者であること。

(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として次項に規定する場合 21万4千円

イ アに掲げる場合以外の場合 15万8千円

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(6) 市民税を滞納していない者であること。

2・3 (略)

第1章 総則

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 市税を滞納していない者であること。

2・3 (略)

(住宅入居の手続)

第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。_____

(2) 第20条の規定により敷金を納付すること。

(敷金)

第20条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 市長は、入居者が第17条各号のいずれかに該当する場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃 _____
_____又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控

(住宅入居の手続)

第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。この場合において、連帯保証人が入居決定者と連帯して保証する家賃その他の債務の極度額は、入居時の家賃の12月分に相当する額とする。

(2) (略)

(敷金)

第20条 (略)

2 (略)

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを

除した額を還付する。

4 敷金には利子をつけない。

(敷金の運用)

(住宅の明渡請求)

第42条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 (略)

(使用の手続)

第55条 使用決定者は、前条の規定による通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 使用決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。 _____

控除した額を還付する。

5 (略)

(敷金の運用)

(住宅の明渡請求)

第42条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 (略)

(使用の手続)

第55条 使用決定者は、前条の規定による通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 使用決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。この場合において、連帯保証人が使用決定者と連帯して保証する使用料その他の債務の極度額は、使用開始時の使用料の12月分に相当する額とする。

(2) (略)

2～6 (略)

(保証金)

第59条 (略)

2 (略)

3 第20条第3項及び第4項並びに第21条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と、第20条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(2) (略)

2～6 (略)

(保証金)

第59条 (略)

2 (略)

3 第20条第4項及び第5項並びに第21条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と、第20条第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に連帯保証人となっている者の家賃又は使用料その他債務の保証については、改正後の逗子市営住宅条例第12条第1項第1号及び第55条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。